

芦別市立小・中学校における いじめ防止基本方針

芦別小学校における「学校いじめ防止基本方針」

平成26年2月策定
平成30年3月一部改訂

いじめとは（定義）

第2条 この法律において、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等、当該児童生徒と一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じるものとす。

（北海道いじめの防止等に関する条例から）

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、芦別小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、該当担任、生徒指導係、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置します。現在ある生徒指導委員会にいじめ対策の機能を付加し、いじめ防止に関する措置を実効的に行うための方策を検討し、方針を決め、全職員ですべての事案に対応します。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察など外部専門家を組織に加え、より実効的ないじめの問題の解決を図ります。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表】

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、芦別警察署と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに芦別警察署に通報し、適切に援助を求めます。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。その後、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促していきます。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。

8 積極的な認知と解消

標記の考えに基づいて、トラブルやけんかなどその場の指導で解決できた事例も、いじめがあったとして積極的に認知します。重大ないじめの未然防止に繋げるため、校内で適切に情報共有を行い、全校体制での生徒指導に生かします。また、迅速な解決を図るとともに、相当な期間（おおよそ3ヶ月以上）経過観察を行い、児童・保護者の了解の上で解消と判断します。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見			<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人でいる児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童			<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動するとの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに关心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的ないさつきと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡

芦別市立上芦別小学校『いじめ等防止基本方針』

◎ いじめの定義と基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係（学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係にある児童生徒のこと）にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（身体的な影響のほか、金品をたかられたり、脅されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の体調となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめの基本認識及び防止の基本姿勢は、下記のとおりである。

【いじめの基本認識】

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

【いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む。）】

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

I いじめの未然防止 ~いじめを生まない土壤づくり~

(1) 人権教育の充実

- ①いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ②子どもたちが人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ①全教育活動を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「い

じめ」を未然に防止する。

- ②「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ③児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ④児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(3) 体験教育の充実

- ①児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ②環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ①日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ②児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

(5) 保護者や地域への働きかけ

- ①授業参観や懇談会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ②PTA総会や各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ③インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

II 早期発見、早期解決 ~小さな変化に対する敏感な気づき~

(1) 日々の観察

- ①教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ②休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ③いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ④いじめの相談窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

(2) 観察の視点

- ①児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ②担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。

③気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(3) 日記や連絡帳の活用

①日記や連絡帳（生活振り返り欄）の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

②気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

①教職員と児童の信頼関係を形成する。

②日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

③定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

(5) いじめ実態調査アンケートの実施

①アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、年に2回程度実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

III 早期の適切な対応～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

(1) 正確な実態把握

①当事者双方、周りの児童から、個々に聞き取り、記録する。

②関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

①指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。

②指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。

③教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(3) 子どもへの指導・支援

①いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。

②いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

③インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(4) 保護者との連携

①いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。

②保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

③授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

(5) いじめ発生後の対応

①継続的に指導・支援を行う。

②カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。

③心の教育の充実意を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

IV ネット上のいじめへの対応

(1) 啓発・研修

- ①インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業にいかす。
- ②ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

(2) 早期発見・早期対応

- ①家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。

②平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

(3) 関係機関との連携

- ①ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

学期に1回学級経営や生徒指導について意見交換、共通行動等についての話をを行う。また、毎週金曜日に生徒指導交流を実施し、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の共有化を図る。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導係、養護教諭、当該学級担任等によるいじめ防止対策委員会を設置する。いじめが発見された場合、早期対応に当たる。

(2) 相談体制やカウンセリング体制の充実

①いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。

②スクールカウンセラーを活用した校内の相談体制づくりを行う。

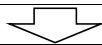
③児童理解に関する研修やカウンセリングマインド研修を実施し教師のカウンセリング技量の向上を図る。

芦別市立芦別中学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日 一部改正

いじめ防止等に向けた基本方針

- (1)教育活動全体を通じて、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2)生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるよう指導、支援する。
- (3)いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎいじめが発生し
た場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4)いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明しいじめの把握に努めるとともに校長のリーダー^ー
シップのもと組織的に取り組む。
- (5)相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど全校体制で一人一人の状況の把握に努める。



いじめ防止対策委員会

- 校長、教頭、生徒指導部、該当担任（必要に応じてスクールカウンセラーや外部の専門家等）
- (1)いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2)いじめの状況把握及び分析
- (3)いじめを受けた生徒・保護者に対する相談及び支援
- (4)いじめを行った生徒に対する指導
- (5)いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (6)専門的な知識を有する関係者等との連携
- (7)教職員研修の実施
- (8)学校いじめ防止プログラム、早期発見・対応マニュアル
の策定
- (9)その他いじめ防止に関わること



家庭との連携

- (1)子どもの寂しさやストレスに気付くことができるよう
な啓発活動を行う。
- (2)子どものがんばりを認めて褒めること、いけない時に
は毅然とした態度で叱る。
- (3)親としての子育てへ積極的参加を啓発する。
- (4)情報モラル等の啓発と協力をお願いする。

地域との連携

- (1)子どもたちへの積極的なあいさつと声かけを依頼す
る。
- (2)近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校
(保護者)への連絡を行う。



いじめの防止

- 人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。
- (1)生徒がいじめ問題を自分のこととして考え
自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2)人権教育・道徳教育・特別活動を通して規
範意識や集団の在り方等についての学習を
深める。
- (3)学校生活での悩みの解消を図るために、ス
クールカウンセラー等を活用する。
- (4)教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認す
ることがないよう細心の注意を払う。
- (5)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を
定期的に点検して、改善充実を図る。

いじめの早期発見

- 学校・家庭・関係機関が全
力で実態把握に努める。
- (1)生徒の声に耳を傾ける。
(アンケート調査、生活
ノート、個別面談等)
- (2)生徒の行動を注視する。
(ネットバトロール、日
常生活・休み時間等)
- (3)保護者と情報を共有す
る。(手紙・通信物・電
話等の定期連絡・家庭訪
問、懇談会等)

いじめの対応

- 詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応
を行い、関係者が納得する解消を目指す。
- (1)いじめられている生徒や保護者の立場に
立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2)いじめ問題を担任等が抱え込むことのな
いように、学校全体で組織的に対応す
る。
- (3)校長は事実に基づき、生徒や保護者に説
明責任を果たす。
- (4)いじめる生徒には、行為の善悪をしっか
り理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5)法を犯す行為に対しては、早期に警察等
に相談して協力を求める。
- (6)いじめが解消した後も、保護者と継続的
な連絡を行う。

※教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

※行政等の関係機関と情報交換を行い、恒常的な連携を深める。



教育委員会や関係機関等との連携

保護者への 連絡と支援・助言

懲戒権の適切な行使

取組の評価・検証

(1)いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。	いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。 また、事実確認より判断した、いじめ事案に関する情報を適切提供する。	教育上必要があると認めることは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。 ただし、いじめにはさまざまな要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。	いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。
(2)いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。			

- いじめ防止 1 -

いじめ防止に向けた教育活動（基本的な施策）の推進

1 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

特別の教科 道徳では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らない顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① 「いじめ根絶」の取組・・・生徒会が主体となり、いじめ根絶に向けた取組を企画運営する。
- ② 「ストップいじめ」座談会・集会・・・いじめ防止対策委員会が企画推進し、生徒会や生徒が運営の中心となり、「ストップいじめ」に向けた座談会・集会を行なう。
- ③ 道徳科の授業の充実・・・体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実を図る。
- ④ 人権教育の推進・・・年間指導計画に基づいて実施する。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・生徒会行事やその取組における達成感や成就感の醸成。
 - ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実。
 - ・芦中三大運動（あいさつ・歌声・清掃）の活性化。
- ② 生徒指導や教育相談の充実
 - ・週に一度、生徒交流会を実施し、情報や指導方法の共有化を図る。
 - ・教育相談週間を年2回（5月・11月）設定し、事前アンケートをとり実施。
 - ・居場所がある学級づくりの推進。

2 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための取組

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- ② 生徒指導委員会や生徒交流会で気になる生徒の情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたらすとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」や「教育相談事前アンケート」「いじめアンケート」等を定期的に実施

し、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめ根絶の学校づくりを目指す。

⑤ いじめに対する措置として、いじめが解消している状態とは「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいた基準で判断することの共通認識を図る。

(2) いじめの早期解決に向けた全職員の取組

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内はもとより各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行う。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけでは問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校のいじめ防止基本方針を年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ③ 必要な場合は、関係機関や外部の専門家と連携を図り問題の解決にあたる。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 「生徒指導交流」
毎週金曜日の朝に設定し、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導委員会、養護教諭、当該学級担任によるいじめ対策委員会を設置する。必要に応じてスクールカウンセラーや外部の専門家と連携を図る。定例の委員会は、年度当初といじめアンケート実施後（年2回）に開催する。また、必要に応じて委員会を開催する。
- ③ 「生徒指導委員会」
校務分掌の生徒指導部による生徒の情報交換、指導方針や対応策について検討を行なう。（月1回）

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。

また、状況によっては学校関係者を含めた特別委員会を開催し敏速な対応を行う。学校関係者は、教育委員会やPTA会長、学校関係者評価部会委員等である。

4 いじめ基本方針の取組評価

学校評価の機会を使って、いじめ防止のための取組にかかる達成目標を設定し、その達成状況を客観的に評価・検証する。

5 重大事故対応について

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校内組織において、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告する。

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事故の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）する。
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企画した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる



●学校の下に、重大事態の調査組織を設置
※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
※ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校内組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。
●調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施
※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
※ これまでの学校で専攻して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
※ 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)する。
※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠ることのないようにする。
※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

6 いじめ防止等に関する年間計画

- いじめ防止 3 -

	重点事項	教職員研修等の取組	未然防止の取組	早期発見の取組	関連行事・関連機関
4月	「学習のルール」や「生活のきまり」を身に付けよう。	いじめ防止対策委員会① 生徒指導委員会 いじめ防止研修会① ※生徒交流(通年毎週) ※ネットバトロール(毎月)	あいさつ運動の取組開始(毎月実施)	家庭訪問	PTA総会 授業参観日・懇談会①
5月	授業に集中するとともに家庭学習の定着を図ろう。	生徒指導委員会 生徒指導交流会	故紙回収ボランティア活動 体育大会	教育相談①	PTA評議会 PTA祭典巡視
6月	生活の見直しを図り、改善しよう。	生徒指導委員会	中体連壮行会	いじめアンケート調査①	
7月	教室環境の整備、美化に努めよう。	生徒指導委員会	清掃強調 「インターネットトラブル防止教室」の実施		授業参観・懇談会②
8月	前期を振り返り改善策を立てて実践しよう	いじめ防止対策委員会② 生徒指導委員会	清掃強調 合唱コンクールの取組開始	授業評価①	
9月	行事を通して自分の学級を見直し、よりよい学級を目指そう。	生徒指導委員会	学校祭	学校生活アンケート①	PTA祭典巡視
10月	「学習のルール」や「生活のきまり」を再確認しよう。	生徒指導委員会	「いじめ根絶」標語作成 読書週間	いじめアンケート調査②	保護者進路説明会
11月	授業に集中し、学習環境を見直そう。	いじめ防止研修会② 生徒指導委員会	歌声集会	教育相談②	
12月	学習習慣を見直し、改善を図ろう。	いじめ防止対策委員会③ 生徒指導委員会	「がんばれ受験生」の取組 清掃強調	学校生活アンケート②	授業参観・懇談会③
1月	学習環境を整え、授業に集中しよう。	生徒指導委員会	清掃強調		仲間づくり「子ども会議」
2月	学習や生活の充実を図り、進路の目標をもとう。	生徒指導委員会	「ストップいじめ」座談会・全校集会	授業評価②	
3月	年間の反省をし、新年度の新たな決意をもとう。	生徒指導委員会	清掃強調		授業参観・懇談会④

芦別市立啓成中学校 いじめ防止基本方針

(令和2年8月 全面改訂)

いじめの基本認識

- いじめは、いかなる理由があっても絶対に許されません。
 - いじめは、加害者、被害者だけで捉えるのではなく、止めようとしていた生徒、気付いていたけれど、どうすることもできなかつた生徒、全く気付かなかつた生徒など、構造的に捉えます。
 - いじめ又はいじめの疑いがある場合、速やかに学年部・生徒指導部まで情報共有し、校長まで報告、アンケートや聞き取り等で事実を確認し、被害生徒の側に立ち、いじめか否かの判断をします。
- ① いじめと認知した場合、校内でチーム（いじめ防止対策委員会）を組織し、加害生徒の指導、被害生徒の心のケア、保護者への説明、学級・学年全体への指導など、学校として組織的な指導を迅速に行います。
- ② いじめと認知しなかった場合でも、当該生徒への指導だけでなく、必要に応じて、学級全体への指導など、学校として組織的な指導を迅速に行います。
- ③ いじめが一度解決したとしても、被害生徒が「いじめられている」と感じた場合、「いじめが完全に解決したとは言えない」状態と考え、いじめ根絶に向けて、指導を続けます。

○「いじめ」とは

一定の関係のある者が、

- ・冷やかし、からかう。ものまねをしてバカにする。
 - ・「きもい」「うざい」「くさい」「ぶりっこ」などと悪口を言う。
 - ・ネットやスマホ、SNSやLINEに悪口を書き込む。
 - ・仲間はずし、嫌がらせ。ものをとったり、隠したり、壊したりする。嘲笑う。
- など、相手に一方的につらい思いをさせてしまう行為です。

○「いじめ」は、なぜ起きるのか、なぜ止められないのか

- ・自分のイライラやストレスのはけ口としたり、「自分は上だ」と示すため。
 - ・遊びのつもりで、相手がつらい気持ちになっていることに気付かないため。
 - ・先生に告げ口したり、いじめに参加しないでいると、自分がいじめられるから。
- などが考えられます。

○「いじめ」についての間違った認識

●いじめられる側にも問題がある

→いじめという行為は許されるものではありません。

●いじめに打ち勝つ力も必要

→だからと言って、いじめを正当化してはいけません。

●過去に、相手も嫌なことをしたから

→だからと言って、いじめをしてはいけません。

●「訴えた者勝ち」ではないか

→いじめは見えにくいことから、訴えたら対応するのは当然です。

○参考

■いじめ防止対策推進法（国、平成25年）

第4条「児童生徒は、いじめを行ってはならない。」

■いじめの防止等に関する条例（北海道、平成26年）

第4条「児童生徒は、いかなる理由があっても、いじめを行ってはいけません。」

1 いじめの未然防止の取組

(1) いじめ根絶の意識を風化させない生徒会の取組

- ① 生徒会主体の「いじめ根絶」の取組の実施
 - ・生徒会として、毎年、学校の実態を踏まえた企画をし、実行していく。
- ② いじめ根絶集会
 - ・年度の「いじめ根絶」の取組を振り返り、今後の取組の充実に生かしていく。
- ③ 「どさんこ☆子供地区会議」(空知局)「仲間づくり子ども会議」(芦別市)の成果の普及
 - ・これらの会議に参加した内容を集会や校内放送等を通じて啓発していく。

(2) 各学年・各学級における日常の指導

- ① 「いじめ」の恐ろしさを伝える指導
 - ・「いじめを受けた人」は、例えば、「世界でたった一人になった」「誰も信じることができなくなった」「自分の居場所がない」など、心に深い傷を受ける。その傷は一生消えることがない。「いじめをしてしまった人」も、「いじめの恐ろしさについて、もっと勉強しておけばよかった。」「いじめたということを一生、背負って生きていかなければならない。」と、心に傷を負う。
 - ・いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない、してはいけないことを繰り返し伝える。
- ② どうすれば、「いじめ」をなくすことができるか、考えさせる指導
 - ・一人一人が相手を思いやる優しい気持ちを持ち続ける。
 - ・中学生として、まわりを考えて言動する。自分がされて嫌なことはしない、言わない。
 - ・「いじめにつながる行為」に気付いたら、「声をかける」「注意する」「先生に伝える」など、必ず行動することを徹底する。
 - ・日常、教師自身が「共感的なかかわり方」で生徒と接する。

(3) 校長及び教職員の姿勢

- ① 校長及び教職員は、日頃から、生徒一人一人の人権を守る言動に心がける。
- ② 教員は、休み時間や放課後等、日常の生徒の様子の把握に努める。
- ③ 教員は、進んで、生徒一人一人の良さ、努力、持ち味を認める発言に心がける。
- ④ 各学級において、一人の欠席者を気遣ったり、欠席者が学校に来た時に温かく迎える。
- ⑤ 教科担任等は、学級の様子で気付いたことを学級担任に伝える。
- ⑥ 学年部を中心に、いつでも、誰でも、生徒の相談に応じることができるよう、努める。
- ⑦ 校内研修や職員会議において、本方針に基づく「いじめに関する内容」を必ず位置付ける。

(4) 保護者への意識啓発

- ① 学校だよりで、保護者にも知らせ、家庭での「いじめ根絶」についての協力を依頼する。
- ② P T A総会、研修会、役員会等、様々な場面で、保護者への意識啓発を図る。

(5) 学校評価への位置付け

- ① 自己評価の資料となる「生徒アンケート」「保護者アンケート」に、「いじめのない学校づくり」に関する項目を位置付け、「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」に努める。
- ② 学校関係者評価にも、「いじめのない学校づくり」に関する項目を位置付け、学校の認識や取組に対する必要な意見・助言を求める。

2 いじめの早期発見の取組

(1) 教師と生徒、保護者との信頼関係づくり

- ① 「いじめは教師の見えないところで起きている」という認識のもと、ネット上も含めて、情報収集できるよう、生徒や保護者に「気になることがあれば伝えてほしい」と依頼しておく。
- ② 「先生に知らせてくれた人を責めることは絶対に許さない」と生徒全員に伝えておく。
- ③ 生徒一人一人との日常的な対話や声かけを大切にし、生徒が相談しやすい関係をつくる。

(2) いじめに関する相談窓口の情報提供

- ① 生徒指導部や教頭など、相談窓口を学校だより等で知らせておく。

(3) アンケート等の実施

- ① 年3回の道教委「いじめアンケート」、年2回の学校「生徒アンケート」により、早期発見に努める。

3 いじめの早期対応の取組

① チームを編成

- ・学級担任、学年部、生徒指導部長、教頭、校長、(必要に応じてスクールカウンセラー等)

② 事実確認

- ・アンケート、聞き取り、当該生徒との面談など

③ 指導方針の決定

- ・指導目標の明確化、全教職員への周知、チーム内の役割分担

④ 当該生徒への対応

- ・加害生徒への指導と謝罪の場の設定、更生に向けた助言
- ・被害生徒への心のケア

⑤ 当該生徒の保護者への対応

- ・情報を知らせ、学校の対応の不備を謝罪
- ・必要に応じて「関係保護者会」「保護者会」を実施

⑥ 学級又は学年全体への指導

- ・事実とその重大性の周知

- ・二度と起きないよう、考え方、話し合い、実行することを促す

⑦ 芦別市教育委員会への報告（必要な指導を受ける）

⑧ その後の状況把握

- ・「いじめは繰り返される」可能性があることを踏まえ、注意深く観察する

⑨ いじめの解消

- ・いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次のアとイの2つの要件が満たされている必要がある。

ア 被害生徒に心理的または物理的な影響を与える行為（ネット上も含む）が止んでいる状態が相当の期間、継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること、心身の苦痛を感じていないかどうかを本人への面談等により確認する。

- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。校内組織（いじめ防止対策委員会）は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対応

重大事態とは、次の場合をいう。

- いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- いじめにより、在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認める時。

(いじめ防止対策推進法第28条)

※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で、学校が「いじめではない」「重大事態と言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

- ① 重大事態が発生した場合、教育委員会に迅速に報告、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。
- ② 第三者の参加を図った調査班を組織し、事実の把握に努める。
- ③ 生徒及び保護者にアンケートを実施し、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ④ いじめを受けた生徒とその保護者に対し、調査で明らかになった事実関係を適時、適切な方法で情報提供するとともに、必要に応じて経過報告する。
- ⑤ 教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、調査に協力する。
- ⑥ 調査結果は市長に報告する。
いじめを受けた生徒及び保護者が求める場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。
- ⑦ 調査結果の報告を受けた市長は、必要と認める時は、再調査を行う。再調査を行った時は、その結果を議会に報告する。

いじめ根絶の願い

大人一人一人が

「相手の気持ちを分かろうとすること」

「優しい気持ちで接すること」

を心掛けることにより、「いじめ」根絶につながると確信しています。

そして、この思いを、生徒一人一人が、未来へと受け継いでくれることを願います。

(令和2年8月 啓成中学校 校長及び教職員)